

草津市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項および第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を決定し、公表する。

令和3年12月22日

草津市監査委員 岡野 則 男
草津市監査委員 遠藤 覚

1 定期監査

(1) 監査の対象

監査対象機関名	重点的に監査した所属
子ども未来部	子ども・若者政策課 幼児課 幼児施設課
健康福祉部	生活支援課 人とくらしのサポートセンター 長寿いきがい課

(2) 監査の時期 令和3年10月15日から令和3年11月12日まで

(3) 監査の範囲および方法

草津市監査委員監査基準に基づき、監査の対象となった事務が関係法令等に適合して正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げているか、また、その組織および運営の合理化に努めているかという観点から、主として令和2年度分について監査を実施した。実施にあたっては、重点項目を定め、前回監査実施時における指摘事項に対する改善状況の確認をはじめ、所管事務の特徴および他所属での近年の指摘事項などを含め、個別の監査計画に基づく着眼点および方法により実施した。

(4) 監査の結果

監査の対象となった事務の執行状況については概ね適正に執行されており、財務処理についても適正に処理されていると認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられたので、今後、より適正で経済的、効率的かつ効果的な事務の執行ならびに事業の管理に努められたい。

なお、軽微な事項については、口頭により指導し改善等を求めた。

(5) 意見および指摘事項

●監査対象：子ども・若者政策課

重点項目
・児童健全育成事業費のうち児童育成クラブ運営費 ・保育所・認定こども園運営費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：幼児課

重点項目
・保育所・認定こども園管理運営費 ・利用者負担額管理回収費 ・認定こども園給食事業費
意見
① 保育需要の高まりとともに各種の業務量が増加する中、時間外勤務の縮減は容易なことではないが、著しい長時間労働を看過できず、さらなる業務の効率化、適切な人員の配置など時間外勤務の縮減に向けて取り組みの強化を要望する。

●監査対象：幼児施設課

重点項目
・保育振興事業費のうち民間保育所・認定こども園運営費補助金、民間保育所・認定こども園運営費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：生活支援課

重点項目
・生活保護法施行事務費 ・生活保護費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：人とくらしのサポートセンター

重点項目
・社会福祉事業振興費のうち社会福祉関係団体補助金 ・生活困窮者自立支援費のうち生活困窮者自立支援費
意見・指摘事項
① 草津市生活困窮者就労準備支援事業・被保護者就労準備支援事業の委託業務に関し、事務決裁規程等を十分確認し、適正な事務執行に努められたい。

●監査対象：長寿いきがい課

重点項目
・老人福祉推進費のうち老人クラブ活動費補助金、地域サロン推進費、高齢者フレイル予防事業費 ・在宅生活支援費のうち生活管理指導短期宿泊費、ふとんクリーンサービス費、日常生活用具給付費
意見・指摘事項
特になし